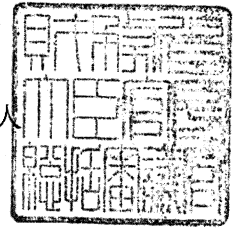


財 政 第 9 3 号
生 食 発 0317 第 1 号
令 和 2 年 3 月 1 7 日

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 田中 一穂 殿

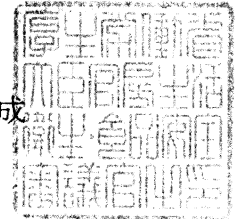
財務省大臣官房総括審議官

神 田 眞 人



厚生労働省大臣官房

生活衛生・食品安全審議官 浅 沼 一 成



貸付制度要綱の制定等について

標記の件について、別添のとおり定め、令和2年3月17日から実施することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱

制定 令和2年3月17日

財政第93号、生食発0317第1号

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる生活衛生関係業者の必要とする貸付に関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的とする。

2 貸付対象

生活衛生関係業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも該当するもの

- (1) 最近1ヵ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して5%以上減少していること又はこれと同様の状況にあること
- (2) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること

3 資金使途

2に掲げる者が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金（ただし、運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者が必要とするものに限る。）

4 貸付方式

直接貸付

5 貸付条件

(1) 貸付限度額

既往貸付残高にかかわらず6,000万円とする。

(2) 貸付利率

基準利率とする。ただし、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率-0.9%とする。また、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の既存債務の返済を資金使途とする部分については基準利率とする。

(3) 貸付期間

20年以内とする。ただし、運転資金については、15年以内とする。

(4) 据置期間

5年以内とする。

(5) 担保

担保は徴しないものとする。

(6) 保証人

株式会社日本政策金融公庫業務方法書第 6 条第 9 号の定めるところによる。ただし、次の①及び②の要件を満たしており、経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人については、保証人を徴しないことができる。

①法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていることについて、公庫が確認できること

②債務超過でないこと

(7) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第 3 条第 1 項第 1 号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

6 取扱期間

令和 2 年 3 月 31 日まで

生活衛生關係營業經營改善資金特別貸付制度要綱

制定	平成 2 0 年 1 0 月 1 日 財政第 4 8 9 号、健発第 1001001 号
一部改正	平成 2 1 年 4 月 1 4 日 財政第 2 0 7 号、健発第 0414001 号
一部改正	平成 2 2 年 4 月 1 日 財政第 1 2 6 号、健発 0401 第 2 号
一部改正	平成 2 3 年 4 月 1 日 財政第 1 5 6 号、健発 0401 第 1 5 号
一部改正	平成 2 3 年 5 月 2 3 日 財政第 2 5 1 号、健発 0520 第 5 号
一部改正	平成 2 3 年 9 月 3 0 日 財政第 2 4 6 号、健発 0930 第 6 号
一部改正	平成 2 4 年 3 月 3 0 日 財政第 160-4 号、健発 0330 第 8 号
一部改正	平成 2 4 年 4 月 6 日 財政第 194-4 号、健発 0406 第 24 号
一部改正	平成 2 5 年 4 月 1 日 財政第 179-2 号、健発 0401 第 3 号
一部改正	平成 2 5 年 5 月 1 5 日 財政第 254-2 号、健発 0515 第 11 号
一部改正	平成 2 6 年 1 月 7 日 財政第 572-2 号、健発 0107 第 1 号
一部改正	平成 2 6 年 3 月 3 1 日 財政第 167-2 号、健発 0331 第 49 号
一部改正	平成 2 7 年 3 月 3 1 日 財政第 155-4 号、健発 0331 第 24 号
一部改正	平成 2 7 年 4 月 1 0 日 財政第 211-6 号、健発 0410 第 3 号
一部改正	平成 2 8 年 3 月 3 1 日 財政第 158-4 号、生食発 0331 第 1 号
一部改正	平成 2 8 年 5 月 3 1 日 財政第 255-2 号、生食発 0531 第 1 号
一部改正	平成 2 8 年 8 月 3 1 日 財政第 390-2 号、生食発 0831 第 1 号
一部改正	平成 2 9 年 3 月 3 1 日 財政第 134-4 号、生食発 0331 第 2 号
一部改正	平成 3 0 年 3 月 3 0 日 財政第 149-5 号、生食発 0330 第 9 号
一部改正	平成 3 0 年 8 月 2 3 日 財政第 347-4 号、生食発 0823 第 2 号
一部改正	平成 3 1 年 3 月 2 9 日 財政第 347-4 号、生食発 0823 第 2 号
一部改正	令和 元 年 1 1 月 2 5 日 財政第 361-3 号、生食発 1125 第 3 号
一部改正	令和 元 年 1 2 月 2 0 日 財政第 382-3 号、生食発 1220 第 1 号
一部改正	令和 2 年 3 月 1 7 日 財政第 93 号、生食発 0317 第 1 号

(目的)

第1条 この要綱は、生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター（以下「組合等」という。）の実施する経営指導事業を金融面から補完し、経営指導事業の実効性を確保するため、小規模事業者が経営改善を行うに当たって必要とする小口資金の貸付けについて、貸付条件その他の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において小規模事業者とは、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）（以下「公庫」という。）が貸付けの対象とする生活衛生関係業者であって、常時使用する従業員の数が5人（旅館業及び興行場営業については、20人）以下の会社及び個人をいうものとする。

(貸付対象者)

第3条 この貸付けの貸付対象者は、組合等の実施する経営指導事業による指導を受けており、かつ、経営改善を行うに当たって小口資金を必要とする小規模事業者であって、当該小口資金の借入申込について、当該営業の属する業種に係る生活衛生同業組合の長（生活衛生同業組合が未結成の業種にあつては、都道府県生活衛生営業指導センターの長又はその指定する生活衛生同業組合の長）又は都道府県生活衛生営業指導センターの長の推薦を受けた者とする。

(貸付条件)

第4条 この貸付けの貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

1 貸付限度

貸付限度は、1 貸付先当り 1,000 万円以内（解散前の国民生活金融公庫の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱（平成 11 年 10 月 1 日付け蔵政第 625 号・生衛発第 1455 号）に規定された生活衛生関係営業経営改善資金貸付に係る残高を含む。）とする。

なお、小規模事業者経営改善資金貸付（小規模事業者経営改善資金）（解散前の国民生活金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付要綱（昭和 52 年 5 月 12 日付け蔵銀第 1362 号・52 企庁第 683 号）及び平成 27 年 4 月 12 日までに株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付要綱（平成 20 年 10 月 1 日付け財政第 489 号）に規定された小規模事業者経営改善資金貸付を含む。）との合計額が 1,000 万円を超えないものとする。

2 貸付期間

貸付期間は、次に定めるところによる。

ア 設備資金にあつては、7 年以内とする。

イ 運転資金にあつては、5 年以内とする。

3 据置期間

据置期間は、6 か月以内とする。

4 貸付利率

貸付利率は、別に定める経営改善利率とする。

なお、ここに定める貸付利率については、貸付先の信用リスクに応じて定める利率は適用しない。

5 担保及び保証人

担保及び保証人は、徴しないものとする。

6 返済方法

返済方法は、月賦償還とする。

(貸付枠)

第5条 公庫は、必要に応じて、業者数、経営指導員数、経営特別相談員数及び推薦実績、貸付実績等を勘案して、都道府県単位に貸付枠を厚生労働省と協議のうえ定めるものとし、変更する場合もまた同様とする。

(貸付けに係る審査)

第6条 この貸付けに係る金融審査は、公庫の責任において行うものとするが、貸付手続の迅速化を図るため、組合等の推薦手続と重複することのないよう努めるものとする。

(貸付決定状況の通知)

第7条 公庫は、貸付決定状況を借入申込者及び当該借入申込に係る推薦を行った組合等に通知するものとする。

(貸付状況等の報告)

第8条 公庫は、都道府県単位の貸付状況を四半期ごとに、また、都道府県単位の事故発生状況等を半期ごとに、厚生労働省に報告するものとする。

(その他)

第9条 本制度の貸付業務は、直接貸付で行うものとする。

第10条 公庫は、この貸付制度に関し適宜職員を組合等に派遣する等密接な協力を図るものとする。

第11条 公庫は、この貸付けの返済を遅滞した者については、その旨を当該貸付に係る推薦を行った組合等に通知するものとする。

(公庫と組合等との定期協議)

第12条 公庫は、組合等との必要な連絡、調整を図るため、支店毎に組合等との定期的な協議を行うものとする。

(取扱期間)

第13条 取扱期間は令和2年3月31日までとする。

第14条 本貸付制度の実施に当たり、この要綱に定めのない事項については、別に定めるほか生活衛生資金貸付の一般の例によるものとする。

附 則

(貸付限度の特例)

第1条 第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年4月24日から平成26年3月31日までに貸付けの申込みを行ったものの貸付限度は、1,500万円、平成26年4月1日から令和2年3月31日までに貸付けの申込みを行ったものの貸付限度は、2,000万円(いずれの場合も、解散前の国民生活金融公庫の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱(平成11年10月1日付け蔵政第625号・生衛発第1455号)に規定された生活衛生関係営業経営改善資金貸付に係る残高を含む。)とする。

なお、この場合、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で旧環境衛生金融公庫が融資した消費税導入円滑化貸付、経営基盤強化貸付、活性化貸付及び発展基盤整備貸付の合計額が2,500万円を超えないで、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付(小規模事業者経営改善資金)(解散前の国民生活金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付要綱(昭和52年5月12日付け蔵銀第1362号・52企庁第683号)及び平成27年4月12日までに株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付要綱(平成20年10月1日付け財政第489号)に規定された小規模事業者経営改善資金貸付を含む。)との合計額が2,000万円を超えないものとする。

2 東日本大震災の被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域のうち岩手県、宮城県又は福島県内に事業所を有し事業活動を行うもののうち、

ア 東日本大震災により直接の被害を受けた者(そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨

の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者（イに掲げる者を除く。))

イ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 15 条第 2 項又は第 20 条第 5 項の規定により同法第 15 条第 2 項第 1 号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことがある区域を含む。）内に事業所を有する者（そのうち、附則第 1 条第 2 項のアに規定する「これらに準ずる被害を受けた旨の証明」として、同区域内に事業所を有することの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者）

注：附則第 1 条第 2 項のア及びイを合わせて、附則第 1 条第 2 項のウにおいて「直接被害を受けた者（大企業を含む。）」という。

ウ 直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は組合等から受けたもの

注：「直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）」とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による直接被害を受けた者（大企業を含む。）との取引依存度が 100 分の 20 以上の小規模事業者であって、借入申込後 3 か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 15 以上減少すると見込まれる者又は借入申込直前 2 か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 10 以上減少した者をいう。

のいずれかの要件を満たす者であって、小規模事業者に該当し、かつ、組合等の策定する生活衛生関係営業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれるものが、平成 23 年 3 月 11 日から令和 2 年 3 月 31 日までに貸付けの申込みを行った場合には、その貸付限度は、第 4 条第 1 項及び附則第 1 条第 1 項に規定する貸付限度額とは別に、1,000 万円（本項（附則第 1 条第 2 項）における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。

なお、本項（附則第 1 条第 2 項）における貸付限度額の特例による別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における東日本大震災復興特別貸付制度のうち、直接被害及び間接被害に係る金利引下げ措置に対する 3,000 万円を限度とする限度額に含まれるものとする。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する、附則第 1 条第 1 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項による貸付けとの合計額が 3,000 万円を超えないで、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付（小規模事業者経営改善資金）（平成 27 年 4 月 12 日までに株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付制度要綱（平成 20 年 10 月 1 日付け財政第 489 号）に規定された小規模事業者経営改善資金貸付を含む。以下同じ。）との合計額が 1,000 万円を超えないものとする。

3 平成 28 年熊本地震の被害を受けた者のうち、

ア 平成 28 年熊本地震による激甚災害指定を受けた地域に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者（そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者）

注：附則第 1 条第 3 項のイにおいて「直接被害を受けた者（大企業を含む。）」という。

イ 平成 28 年熊本地震による激甚災害指定を受けた地域に事業所を有し、かつ、直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は組合等から受けた者

注：「直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）」とは、平成 28 年熊本地震による直接被害を受けた者（大企業を含む。）との取引依存度が 100 分の 20 以上の小規模事業者であって、借入申込後 3 か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 15 以上減少すると見込まれる者又は借入申込直前 2 か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 10 以上減少した者をいう。

のいずれかの要件を満たすものであって、小規模事業者該当し、かつ、組合等の策定する生活衛生関係営業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれるものが、平成28年4月15日から令和2年3月31日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度額は、第4条第1項及び附則第1条第1項に規定する貸付限度額とは別に、1,000万円（本項（附則第1条第3項）における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。

なお、本項（附則第1条第3項）における貸付限度額の特例による別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における平成28年熊本地震特別貸付のうち、直接被害及び間接被害に係る金利引下げ措置に対する3,000万円を限度とする限度額に含まれるものとする。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する附則第1条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項による貸付けとの合計額が3,000万円を超えないで、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付（小規模事業者経営改善資金）との合計額が1,000万円を超えないものとする。

4 平成30年7月豪雨の被害を受けた者のうち、

ア 平成30年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者（そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者）

注：附則第1条第4項のイにおいて「直接被害を受けた者（大企業を含む。）」という。

イ 直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は組合等から受けた者

注：「直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）」とは、平成30年7月豪雨による直接被害を受けた者（大企業を含む。）との取引依存度が100分の20以上の小規模事業者であって、借入申込後3か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の15以上減少すると見込まれる者又は借入申込直前2か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の10以上減少した者をいう。

のいずれかの要件を満たすものであって、小規模事業者該当し、かつ、組合等の策定する生活衛生関係営業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれるものが、平成30年5月20日から令和2年3月31日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度額は、第4条第1項及び附則第1条第1項に規定する貸付限度額とは別に、1,000万円（本項（附則第1条第4項）における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。

なお、本項（附則第1条第4項）における貸付限度額の特例による別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における平成30年7月豪雨特別貸付のうち、直接被害及び間接被害に係る金利引下げ措置に対する3,000万円を限度とする限度額に含まれるものとする。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する附則第1条第1項、第2項、第3項、第5項及び第6項による貸付けとの合計額が3,000万円を超えないで、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付（小規模事業者経営改善資金）との合計額が1,000万円を超えないものとする。

5 令和元年台風第19号等（令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。以下同じ。）の被害を受けた者のうち、

ア 令和元年台風第19号等による激甚災害指定を受けた地域に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者（そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者）

注：附則第1条第5項のイにおいて「直接被害を受けた者（大企業を含む。）」という。

イ 直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は組合等から受けた者

注：「直接被害を受けた者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）」とは、令和元年台風第 19 号等による直接被害を受けた者（大企業を含む。）との取引依存度が 100 分の 20 以上の小規模事業者であって、借入申込後 3 か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 15 以上減少すると見込まれる者又は借入申込直前 2 か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して 100 分の 10 以上減少した者をいう。

のいずれかの要件を満たすものであって、小規模事業者に該当し、かつ、組合等の策定する生活衛生関係営業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれるものが、令和元年 10 月 11 日から令和 2 年 3 月 31 日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度は、第 4 条第 1 項及び附則第 1 条第 1 項に規定する貸付限度額とは別に、1,000 万円（本項（附則第 1 条第 5 項）における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。

なお、本項（附則第 1 条第 5 項）における貸付限度額の特例による別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における令和元年台風第 19 号等特別貸付のうち、直接被害及び間接被害に係る金利引下げ措置に対する 3,000 万円を限度とする限度額に含まれるものとする。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する附則第 1 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 6 項による貸付けとの合計額が 3,000 万円を超えないで、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付（小規模事業者経営改善資金）との合計額が 1,000 万円を超えないものとする。

- 6 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近 1 ヶ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比し 5%以上減少している小規模事業者が、令和 2 年 1 月 29 日から令和 2 年 3 月 31 日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度は、第 4 条第 1 項及び附則第 1 条第 1 項に規定する貸付限度額とは別に、1,000 万円（本項（附則第 1 条第 6 項）における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。）までの額を加えて貸付けを受けることができる。

なお、本項（附則第 1 条第 6 項）における貸付限度額の特例による別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における新型コロナウイルス感染症特別貸付の金利引下げ措置に対する 3,000 万円を限度とする限度額に含まれるものとする。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する附則第 1 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項による貸付けとの合計額が 3,000 万円を超えないで、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付（小規模事業者経営改善資金）との合計額が 1,000 万円を超えないものとする。

（貸付利率の特例）

- 第 2 条 平成 23 年 3 月 11 日から令和 2 年 3 月 31 日までに、附則第 1 条第 2 項に該当する者が貸付けの申込みを行った場合には、貸付日から当初 3 年間の貸付利率は、第 4 条第 4 項に掲げる別に定める経営改善利率から 0.9%を控除した利率とする（附則第 1 条第 2 項に規定する別に貸付けを受けることができる 1,000 万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は 0.05%とする。）。なお、貸付日から当初 3 年間経過後の貸付利率は、第 4 条第 4 項に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。
- 2 平成 28 年 4 月 15 日から令和 2 年 3 月 31 日までに、附則第 1 条第 3 項のアの要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初 3 年間の貸付利率は、第 4 条第 4 項に掲げる別に定める経営改善利率から 0.9%を控除した利率とし、附則第 1 条第 3 項のイの要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初 3 年間の貸付利率は、第 4 条第 4 項に掲げる別に定める経営改善利率から 0.5%を控除した利率とする（附則第 1 条第 3 項に規定する別に貸付けを受けることができる 1,000 万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は 0.05%とする。）。なお、貸付日から当初 3 年間経過後の貸付利率は、第 4 条第 4 項に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。
- 3 平成 30 年 5 月 20 日から令和 2 年 3 月 31 日までに、附則第 1 条第 4 項のアの要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初 3 年間の貸付利率は、第 4 条第 4 項に掲げる別に定める経営改善利率から 0.9%を控除した利率とし、附則第 1 条第 4 項のイの要件

に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.5%を控除した利率とする（附則第1条第4項に規定する別に貸付けを受けることができる1,000万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は0.05%とする。）。なお、貸付日から当初3年間経過後の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。

- 4 令和元年10月11日から令和2年3月31日までに、附則第1条第5項のアの要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.9%を控除した利率とし、附則第1条第5項のイの要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.5%を控除した利率とする（附則第1条第5項に規定する別に貸付けを受けることができる1,000万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は0.05%とする。）。なお、貸付日から当初3年間経過後の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。
- 5 令和2年1月29日から令和2年3月31日までに、附則第1条第6項の要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.9%を控除した利率とする（附則第1条第6項に規定する別に貸付けを受けることができる1,000万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は0.05%とする。）。なお、貸付日から当初3年間経過後の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。

（取扱期間の特例）

- 第3条 平成23年3月11日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条第2項の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り附則第1条第2項及び第2条第1項の特例を適用できるものとする。
- 2 平成28年4月15日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条第3項の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り附則第1条第3項及び第2条第2項の特例を適用できるものとする。
 - 3 平成30年5月20日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条第4項の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り附則第1条第4項及び第2条第3項の特例を適用できるものとする。
 - 4 令和元年10月11日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条第5項の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り附則第1条第5項及び第2条第4項の特例を適用できるものとする。
 - 5 令和2年1月29日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条第6項の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り附則第1条第6項、第2条第5項及び第5条ただし書きの特例を適用できるものとする。

（貸付期間の特例）

第4条 平成21年4月24日から令和2年3月31日までに貸付けの申込みを行ったものについては、第4条第2項の規定にかかわらず、貸付期間を設備資金にあつては10年以内、運転資金にあつては7年以内とする。

（据置期間の特例）

第5条 平成21年4月24日から令和2年3月31日までに貸付けの申込みを行ったものについては、第4条第3項の規定にかかわらず、据置期間を設備資金にあつては2年以内、運転資金にあつては1年以内とする。

ただし、附則第1条第6項の要件に該当する者については、据置期間を設備資金にあつては4年以内、運転資金にあつては3年以内とする。

設備資金貸付利率特例制度要綱

制 定	平成23年12月12日	財政第585-2号 健発1212第11号
一部改正	平成24年3月30日	財政第160-3号 健発0330第10号
一部改正	平成24年4月6日	財政第194-3号 健発0406第22号
一部改正	平成25年2月28日	財政第87-2号 健発0228第9号
一部改正	平成25年4月1日	財政第179-2号 健発0401第3号
一部改正	平成25年5月15日	財政第254-2号 健発0515第11号
一部改正	平成26年2月24日	財政第79-2号 健発0224第3号
一部改正	平成26年3月31日	財政第167-2号 健発0331第49号
一部改正	平成27年3月31日	財政第155-4号 健発0331第24号
一部改正	平成27年4月10日	財政第211-6号 健発0410第3号
一部改正	平成28年3月31日	財政第158-4号 生食発0331第1号
一部改正	平成29年3月31日	財政第134-4号 生食発0331第2号
一部改正	平成30年8月23日	財政第347-4号 生食発0823第2号
一部改正	令和元年11月25日	財政第361-3号 生食発1125第3号
一部改正	令和元年12月20日	財政第382-3号 生食発1220第1号
一部改正	令和2年3月17日	財政第93号 生食発0317第1号

1 目的

東日本大震災からの再建復興を図る中小企業者に対して、金利負担を軽減することにより投資を促進することを目的とする。

2 貸付利率の特例措置

(1) 貸付利率の特例

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）のうち岩手県、宮城県又は福島県内において、雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備

資金を資金使途とする貸付けを行う場合については、事業の用に使用されない土地の取得資金又は貸付期間が1年未満となる設備資金（企業維持上必要な設備資金は除く。）が資金使途の対象となるものを除き、当該貸付けに適用される貸付利率から一定の率を控除する。

(2) 特例の内容

- ① 各貸付制度に規定する利率から0.5%を控除する。
- ② 前①に基づく貸付利率の控除の適用期間は、前(1)に係るものについては、適用した貸付制度に規定する貸付期間とする。

(3) 貸付方式

直接貸付及び代理貸付

(4) 貸付利率の特例対象となる貸付け

次に掲げる貸付制度を除く普通貸付及び生活衛生資金貸付とする。

- ① 企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金）
- ② 挑戦支援資本強化特例制度を適用した貸付け
- ③ 企業再生貸付（企業再生貸付制度要綱6に規定するシンジケートローン特例を適用した貸付け）
- ④ 別に定めるところによる災害貸付を適用した貸付け
- ⑤ 平成28年熊本地震特別貸付制度を適用した貸付け
- ⑥ 平成30年7月豪雨特別貸付制度を適用した貸付け
- ⑦ 令和元年台風第19号等特別貸付制度を適用した貸付け
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ⑨ 小規模事業者経営改善資金貸付要綱附則1.の③、④、⑤及び⑥並びに2.の②、③、④及び⑤の要件を適用した貸付け
- ⑩ 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱附則第1条第3項、第4項、第5項及び第6項並びに第2条第2項、第3項、第4項及び第5項の要件を適用した貸付け
- ⑪ 記名国債担保貸付

3 貸付利率の加算

本特例制度を適用する貸付けのうち、貸付利率の加算を行うものについては、それぞれの制度に規定する利率を加算のうえ、本特例制度に係る利率の控除を行うものとする。

4 取扱期間

令和2年3月31日までとする。

生活衛生関係営業令和元年台風第19号等特別貸付制度要綱

制定 令和元年11月25日
財政第361-3号、生食発1125第3号
一部改正 令和元年12月20日
財政第382-3号、生食発1220第1号
一部改正 令和2年3月17日
財政第93号、生食発0317第1号

1 目的

令和元年台風第19号等により被害を受けた生活衛生関係営業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業者の必要とする資金の貸付けに関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的とする。

2 貸付対象

令和元年台風第19号等の被害を受けた者のうち、次のいずれかに該当する生活衛生関係営業業者

- (1) 令和元年台風第19号等による激甚災害指定を受けた地域に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者
- (2) 前(1)に掲げる者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者
- (3) 令和元年台風第19号等に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある者であつて、中長期的には業況の回復が見込まれるもの。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者に限る。

3 対象となる貸付制度

- (1) 2の(1)及び(2)に係るもの

生活衛生資金貸付（ただし、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付、生活衛生特別貸付（生活衛生関係営業企業再生貸付を除く。）、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付及び挑戦支援資本強化特例制度を適用する貸付けを除く。）とする。

- (2) 2の(3)に係るもの

生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）とする。

4 資金使途

- (1) 2の(1)及び(2)に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金
- (2) 株式会社日本政策金融公庫業務方法書に規定する財務大臣及び厚生労働大臣承認事項第1条第1号ロ及びハに定める組合等（以下「組合等」という。）に対する前号に定める生活衛生関係営業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金
- (3) 2の(3)に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金

5 貸付方式

直接貸付及び代理貸付（代理貸付にあつては、2の(1)及び(2)に掲げるものに限る。）

6 貸付条件

(1) 貸付限度

① 2の(1)及び(2)に係るもの

各貸付制度に規定する貸付限度に6,000万円（組合等については、5,000万円）を上乗せした額とする（別に定めるところによる災害貸付のうち、令和元年台風第19号等により被害を受けた者を対象とするものに係る貸付残高を含む。）。

② 2の(3)に係るもの

既往貸付残高にかかわらず5,700万円とする。

(2) 貸付利率

基準利率とする。ただし、次の要件に該当するものについては、それぞれに定める利率とする。

① 2の(1)に係るもの

3の(1)に定める各貸付制度に規定する貸付利率とする。ただし、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものについては、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率 -0.9% 、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率 -0.5% とする。また、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の既存債務の返済を資金用途とする部分については基準利率（ただし、標準営業約款に従って営業を行う旨の登録を受けた営業者に係る貸付金及び生活衛生関係営業企業再生貸付については別に定める特別利率①）とする。

② 2の(2)に係るもの

3の(1)に定める各貸付制度に規定する貸付利率とする。

③ 2の(3)に係るもの

3の(2)に定める貸付制度に規定する貸付利率とする。

(3) 貸付期間

20年以内とする。ただし、運転資金については、15年以内とする。

なお、適用する貸付制度に規定する貸付期間が、この貸付期間より長い場合は、当該貸付期間を適用する。

(4) 据置期間

5年以内とする。

(5) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

7 取扱期間

令和2年3月31日までとする。

生活衛生関係営業平成30年7月豪雨特別貸付制度要綱

制定 平成30年 8月23日
財政第347-4号、生食発0823第2号

一部改正 平成31年 3月29日
財政第119-5号、生食発0329第10号

一部改正 令和2年 3月17日
財政第93号、生食発0317第1号

1 目的

平成30年7月豪雨により被害を受けた生活衛生関係営業業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業業者の必要とする資金の貸付けに関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的とする。

2 貸付対象

平成30年7月豪雨の被害を受けた者のうち、次のいずれかに該当する生活衛生関係営業業者

- (1) 平成30年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者
- (2) 前(1)に掲げる者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者
- (3) 平成30年7月豪雨に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれるもの。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者に限る。

3 対象となる貸付制度

- (1) 2の(1)及び(2)に係るもの

生活衛生資金貸付（ただし、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付、生活衛生特別貸付（生活衛生関係営業企業再生貸付を除く。）、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付及び挑戦支援資本強化特例制度を適用する貸付けを除く。）とする。

- (2) 2の(3)に係るもの

生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）とする。

4 資金使途

- (1) 2の(1)及び(2)に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金
- (2) 株式会社日本政策金融公庫業務方法書に規定する財務大臣及び厚生労働大臣承認事項第1条第1号ロ及びハに定める組合等（以下「組合等」という。）に対する前号に定める生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金
- (3) 2の(3)に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金

5 貸付方式

直接貸付及び代理貸付（代理貸付にあつては、2の(1)及び(2)に掲げるものに限る。）

6 貸付条件

(1) 貸付限度

① 2の(1)及び(2)に係るもの

各貸付制度に規定する貸付限度に6,000万円（組合等については、5,000万円）を上乗せした額とする（別に定めるところによる災害貸付のうち、平成30年7月豪雨により被害を受けた者を対象とするものに係る貸付残高を含む。）。

② 2の(3)に係るもの

既往貸付残高にかかわらず5,700万円とする。

(2) 貸付利率

基準利率とする。ただし、次の要件に該当するものについては、それぞれに定める利率とする。

① 2の(1)に係るもの

3の(1)に定める各貸付制度に規定する貸付利率とする。ただし、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものについては、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率 -0.9% 、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率 -0.5% とする。また、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の既存債務の返済を資金用途とする部分については基準利率（ただし、標準営業約款に従って営業を行う旨の登録を受けた営業者に係る貸付金及び生活衛生関係営業企業再生貸付については別に定める特別利率①）とする。

② 2の(2)に係るもの

3の(1)に定める各貸付制度に規定する貸付利率とする。

③ 2の(3)に係るもの

3の(2)に定める貸付制度に規定する貸付利率とする。

(3) 貸付期間

20年以内とする。ただし、運転資金については、15年以内とする。

なお、適用する貸付制度に規定する貸付期間が、この貸付期間より長い場合は、当該貸付期間を適用する。

(4) 据置期間

5年以内とする。

(5) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

7 取扱期間

令和2年3月31日までとする。

生活衛生関係営業平成 28 年熊本地震特別貸付制度要綱

制定	平成 28 年 5 月 31 日 財政第 255-2 号、生食発 0531 第 1 号
一部改正	平成 29 年 3 月 31 日 財政第 134-4 号、生食発 0331 第 2 号
一部改正	平成 30 年 3 月 30 日 財政第 149-5 号、生食発 0330 第 9 号
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日 財政第 119-5 号、生食発 0329 第 10 号
一部改正	令和 2 年 3 月 17 日 財政第 93 号、生食発 0317 第 1 号

1 目的

平成 28 年熊本地震により被害を受けた生活衛生関係営業業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業業者の必要とする資金の貸付けに関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的とする。

2 貸付対象

平成 28 年熊本地震の被害を受けた者のうち、次のいずれかに該当する生活衛生関係営業業者

- (1) 平成 28 年熊本地震による激甚災害指定を受けた地域に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者
- (2) 平成 28 年熊本地震による激甚災害指定を受けた地域に事業所を有し、かつ、(1) に掲げる者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者
- (3) 平成 28 年熊本地震による激甚災害指定を受けた地域に事業所を有し、かつ、平成 28 年熊本地震に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれるもの。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者に限る。

3 対象となる貸付制度

- (1) 2 の(1)及び(2)に係るもの

生活衛生資金貸付（ただし、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付、生活衛生特別貸付（生活衛生関係営業企業再生貸付を除く。）、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付及び挑戦支援資本強化特例制度を適用する貸付けを除く。）とする。

- (2) 2 の(3)に係るもの

生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）とする。

4 資金使途

- (1) 2の(1)及び(2)に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金
- (2) 株式会社日本政策金融公庫業務方法書に規定する財務大臣及び厚生労働大臣承認事項第1条第1号ロ及びハに定める組合等（以下「組合等」という。）に対する前号に定める生活衛生関係営業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金
- (3) 2の(3)に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金

5 貸付方式

直接貸付及び代理貸付（代理貸付にあつては、2の(1)及び(2)に掲げるものに限る。）

6 貸付条件

(1) 貸付限度

① 2の(1)及び(2)に係るもの

各貸付制度に規定する貸付限度に6,000万円（組合等については、5,000万円）を上乗せした額とする（別に定めるところによる災害貸付のうち、平成28年熊本地震により被害を受けた者を対象とするものに係る貸付残高を含む。）。

② 2の(3)に係るもの

既往貸付残高にかかわらず5,700万円とする。

(2) 貸付利率

基準利率とする。ただし、次の要件に該当するものについては、それぞれに定める利率とする。

① 2の(1)及び(2)に係るもの

3の(1)に定める各貸付制度に規定する貸付利率とする。ただし、次の要件に該当するものについては、それぞれに定める利率とする。また、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）の既存債務の返済を資金用途とする部分については基準利率（ただし、標準営業約款に従って営業を行う旨の登録を受けた営業者に係る貸付金及び生活衛生関係営業企業再生貸付については別に定める特別利率①）とする。

イ 2の(1)に掲げる者のうち、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものについては、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率 -0.9% 、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率 -0.5% とする。

ロ 2の(2)に掲げる者のうち、2の(1)に掲げる者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している生活衛生関係営業業者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であつて、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関から受けたものについては、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率 -0.5% 、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率 -0.3% とする。

② 2の(3)に係るもの

2の(3)のうち、次のイ又はロのいずれかの要件に該当するものについては、基準利率 -0.3% とする。

イ 最近3か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前4年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していること。

ロ 最近1か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前4年のいずれかの年の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前4年のいずれかの年の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(3) 貸付期間

① 2の(1)及び(2)に係るもの

設備資金にあつては20年以内、運転資金にあつては15年以内とする。

なお、適用する貸付制度に規定する貸付期間が、この貸付期間より長い場合は、当該貸付期間を適用する。

② 2の(3)に係るもの

8年以内とする。

(4) 据置期間

① 2の(1)に係るもの

5年以内とする。

② 2の(2)及び(3)に係るもの

3年以内とする。

(5) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

7 取扱期間

令和2年3月31日までとする。

生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付制度要綱

制定	平成 23 年 5 月 23 日 財政第 251 号、健発 0520 第 4 号
一部改正	平成 23 年 9 月 30 日 財政第 462 号、健発 0930 第 5 号
一部改正	平成 23 年 12 月 12 日 財政第 585-4 号、健発 1212 第 9 号
一部改正	平成 24 年 3 月 30 日 財政第 160-4 号、健発 0330 第 8 号
一部改正	平成 24 年 4 月 6 日 財政第 194-4 号、健発 0406 第 24 号
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日 財政第 179-2 号、健発 0401 第 3 号
一部改正	平成 25 年 5 月 15 日 財政第 254-2 号、健発 0515 第 11 号
一部改正	平成 26 年 1 月 31 日 財政第 38-2 号、健発 0131 第 20 号
一部改正	平成 26 年 2 月 24 日 財政第 79-2 号、健発 0224 第 3 号
一部改正	平成 26 年 3 月 31 日 財政第 167-2 号、健発 0331 第 49 号
一部改正	平成 27 年 3 月 31 日 財政第 155-4 号、健発 0331 第 24 号
一部改正	平成 27 年 4 月 10 日 財政第 211-6 号、健発 0410 第 3 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日 財政第 158-4 号、生食発 0331 第 1 号
一部改正	平成 29 年 3 月 31 日 財政第 134-4 号、生食発 0331 第 2 号
一部改正	平成 30 年 3 月 30 日 財政第 149-5 号、生食発 0330 第 9 号
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日 財政第 119-5 号、生食発 0329 第 10 号
一部改正	令和 2 年 3 月 17 日 財政第 93 号、生食発 0317 第 1 号

1 目 的

東日本大震災により被害を受けた生活衛生関係事業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係事業者の必要とする資金の貸付けに関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的とする。

2 貸 付 対 象

東日本大震災の被害を受けた者のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域に事業所を有し事業活動を行うものであり、かつ、次のいずれかに該当する生活衛生

関係業者

- (1) 東日本大震災により直接の被害を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）
- (2) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項又は第20条第5項の規定により同法第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことがある区域を含む。）内に事業所を有する者
- (3) (1)及び(2)に掲げる者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者
- (4) 東日本大震災に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれるもの。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者に限る。

3 対象となる貸付制度

- (1) 2の(1)、(2)及び(3)に係るもの
生活衛生資金貸付（ただし、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付、生活衛生特別貸付（生活衛生関係営業企業再生貸付を除く。）、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付及び挑戦支援資本強化特例制度を適用する貸付を除く。）とする。
- (2) 2の(4)に係るもの
生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）とする。

4 資金使途

- (1) 2の(1)、(2)及び(3)に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金（ただし、振興運転資金貸付及び生活衛生関係営業企業再生貸付に限る。）
- (2) 株式会社日本政策金融公庫業務方法書に規定する財務大臣及び厚生労働大臣承認事項第1条第1号ロ及びハに定める組合等（以下「組合等」という。）に対する前号に定める生活衛生関係業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金
- (3) 2の(4)に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金

5 貸付方式

直接貸付及び代理貸付（代理貸付にあつては、2の(1)、(2)及び(3)に掲げるものに限る。）

6 貸付条件

(1) 貸付限度

- ① 2の(1)、(2)及び(3)に係るもの
各貸付制度に規定する貸付限度に6,000万円（組合等については、5,000万円）を上乗せした額とする（別に定めるところによる災害貸付のうち、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けた者を対象とするものに係る貸付残高を含む。）。
- ② 2の(4)に係るもの
既往貸付残高にかかわらず5,700万円とする。

(2) 貸付利率

次の①及び②に定めるとおりとする。

- ① 2の(1)、(2)及び(3)に係るもの
1の(1)に定める貸付制度に規定する貸付利率とする。ただし、次の要件に該当

するものについては、それぞれに定める利率とする。

また、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）の既存債務の返済を資金使途とする部分については基準利率（ただし、標準営業約款に従って営業を行う旨の登録を受けた営業者に係る貸付金及び生活衛生関係営業企業再生貸付については別に定める特別利率①）とし、返済する既存債務に適用されている貸付利率の方が低い場合は、当該利率を適用するものとする。

イ 2の(1)及び(2)に掲げる者のうち、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものについては、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率 -1.4% 、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率 -0.5% とする。

なお、適用する貸付制度に規定する貸付利率が、この貸付利率より低い場合は、当該利率を適用する。

ロ 2の(3)に掲げる者のうち、2の(1)及び(2)に掲げる者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している生活衛生関係営業者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものについては、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率 -0.9% 、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率とする。ただし、次の要件に該当するものについては、それぞれに定める利率とする。

なお、適用する貸付制度に規定する貸付利率が、この貸付利率より低い場合は、当該利率を適用する。

(イ) 次のa又はbのいずれかに該当する場合は、3,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率 -1.2% 、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率 -0.3% とする。

a 最近3か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前9年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していること。

b 最近1か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前9年のいずれかの年の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前9年のいずれかの年の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(ロ) 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、3,000万円を限度として、3年間に限り基準利率 -1.1% 、3,000万円を超える部分又は3年経過後は基準利率 -0.2% とする。

(ハ) (イ)及び(ロ)のいずれの要件にも該当する場合は、3,000万円を限度として基準利率 -1.4% 、3,000万円を超える部分及び3年経過後は基準利率 -0.5% とする。

② 2の(4)に係るもの

基準利率とする。ただし、次の要件に該当するものについては、それぞれに定める利率とする。

イ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は、基準利率 -0.3% とする。

(イ) 最近3か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前9年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していること。

(ロ) 最近1か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前9年のいずれかの年の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前9年のいずれかの年の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

ロ 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、基準利率－0.2%とする。

ハ イ及びロのいずれの要件にも該当する場合は、基準利率－0.5%とする。

(3) 貸付期間

① 2の(1)、(2)及び(3)に係るもの

設備資金にあつては20年以内、運転資金にあつては15年以内とする。

なお、適用する貸付制度に規定する貸付期間が、この貸付期間より長い場合は、当該貸付期間を適用する。

② 2の(4)に係るもの

8年以内とする。

(4) 据置期間

① 2の(1)及び(2)に係るもの

5年以内とする。

② 2の(3)及び(4)に係るもの

3年以内とする。

(5) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

7 取扱期間

令和2年3月31日までとする。